

農業分野特定技能活用促進事業

本県における特定技能外国人の活用促進を図るため、派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用にモデル的に取り組む農業者等を支援します！

- 1 公募期間** 令和7年7月7日(月)～予算額に達するまで。
- 2 応募資格** 次の各号のすべてを満たすものを対象とします。
 - (1)認定農業者又は農業法人、農業協同組合等
 - (2)鹿児島県内に事業所を置く者
 - (3)派遣特定技能を初めて雇用する者
 - (4)明確な会計経理を実施又は実施出来ると認められること
- 3 事業内容 (対象経費)** (1)派遣特定技能の前任地(国内)からの移動に係る費用
(2)派遣特定技能の住居の確保又は整備に係る費用
※ただし、(1)の取組は必須とする。
- 4 助成金額** 事業実施に要する経費の1/2以内(上限20万円)
- 5 応募方法** 裏面の「応募に必要な書類」を作成し、所管する地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

本事業で取り組める主な内容

派遣特定技能の移動費 (必須)

・派遣特定技能の前任地(国内)からの移動にかかる旅費

注1 必ず取り組んでください。
注2 ただし、旅費に限り当該年度の4月1日以降の移動に要した費用を補助対象とする。



移動に係る旅費

住居の確保 (任意)

・住居や附帯する機械・器具の賃借料(家賃)

注1 補助対象は事業実施主体負担分のみ(派遣特定技能から徴収する分は除く)
注2 敷金、礼金、事務手数料は対象外
注3 派遣特定技能が滞在する期間分に限る

住居の賃借料



住居の整備 (任意)

・住居の修繕費
・修繕に必要な資材、機械、器具等の購入費



住居の修繕

機材の購入



応募の流れ

公募開始(7/7~)

- 事業実施計画書等の作成
- 取組内容などを明記し、最寄りの各地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

事業実施計画の提出

- 提出された計画書等の内容を審査します。
- ① 応募資格(要件にあてはまるか)
 - ② 事業内容など
- ※ 必要に応じて、問合せを行う場合があります。

事業実施計画の承認
(事業採択適否の通知)

補助金交付申請

事業の採択を受けた場合は、交付要綱に基づき交付申請書一式を各地域振興局・支庁農政普及課へ提出します。

補助金交付決定

補助金交付の決定後に取組を開始できます。
(必要に応じて交付決定前の着手も可能)※要手続き

応募に必要な書類

- 事業実施承認申請書(様式第1号)及び事業実施計画書(様式第2号), 収支予算書
- 添付書類(個人・法人等で必要な書類が異なります。)詳細は公募要領を参照ください。

県ホームページ

※鹿児島県HPに公募要領, 実施要領をはじめ, 応募に必要な様式等を掲載しています。

ホーム> 産業・労働 > 食・農業 > 農業者・経営 >

農業分野における派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し, その活用に取り組む農業者等を支援します。(令和7年度農業分野特定技能活用促進事業)

事業の相談窓口・提出先

【事業全般に関する問合せ先】

県庁農政部経営技術課 担当:坂元, 竹之下 TEL:099-286-3152

【公募申請書の提出先】

各地域振興局・支庁農政普及課

(詳細は上記ホームページ等参照)